

消防法の一部を改正する法律の概要

消防庁

[背景]

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心にビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心として多数の死者を伴う火災被害が頻発
- 検定を未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生
- 公益法人事業仕分け(平成22年5月)において、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果



[改正概要]

① 雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化

- 複合ビルについて、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務づけ、統括防火管理者に対して各防火管理者への指示権を付与
- 大規模・高層の建物については、建築物全体の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を義務づけ

② 消防機関による火災調査権の拡大

- 火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与

③ 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充

- 検定を未受検・不正受検の消防用機器等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権を創設(最高1億円以下の罰金刑)
- 未受検の消防用機器等を市場に流通させた者に対する罰則の引き上げ(30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(併科あり))

④ 消防用機器等の「検定」制度等の見直し

- 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進
- 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その趣旨及び自主的検査方式の導入を含む手続を明確化
- 日本消防検定協会の業務のうち「検定」と紛らわしい「鑑定」に代えて、「製造業者等の依頼に基づく評価業務を行うこと」を業務として規定
- 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務づけ

[施行期日] 平成25年4月1日(上記①:平成26年4月1日)